

平成 27 年 3 月 25 日（水）に開催した平成 26 年度第 7 回公立大学法人静岡文化芸術大学経営審議会の結果は次のとおりである。

1 議案

(1) 平成 27 年度 事業方針(案)について

(2) 平成 27 年度 事業計画(案)について

(3) 平成 27 年度 年度計画(案)について

ア 趣旨

前回会議で協議した平成 27 年度事業方針(案)及びその具体的な内容である事業計画(案)、同じく前回会議で協議した平成 27 年度 年度計画(案)について、その承認を求める。

イ 主な意見

- ・提案された方針や計画が適切な内容となっているかどうか判断するために、今後は現状も示してほしい。
- ・国も女性の登用を推進しており、女性の活躍の場を設けるためにも、本学でも積極的に女性の活用に取り組んでほしい。
- ・多忙であるとは思うが、教員には定期的に研究に専念できる期間が必要であり、それが学生への教育に還元できると考える。

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

(4) 平成 27 年度 当初予算(案)について

ア 趣旨

前回会議で協議した平成 27 年度の当初予算(案)について、その承認を求める。

イ 主な意見

- ・各自治体にとって、多額の経費を要する公共施設の維持管理は重要課題である。本学の施設・設備の維持修繕費用についても、設置者である県の補助金を受けるなどの対応が必要と考える。

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

(5) 平成 26 年度 収支補正予算(案)について

ア 趣旨

平成 26 年度収支補正予算(案)について、予算額と決算額の乖離を抑制するため先に補正予算を編成したが、その後の状況変化等を踏まえて、予算執行状況を再精査し再度補正を行うこと、また、目的積立金を財源としている英語・中国語教育センター特任講師人件費及び授業料等減免経費を本来の通常財源に更正を行うことについて、その承認を求める。

イ 主な意見

特になし

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

(6) 有期契約職員に係る就業規程の一部改正について

ア 趣旨

静岡県 の 動向等 の 社会情勢 を 勘案 して、本学 の 有期契約職員（期間契約職員、非常勤職員、臨時職員）の給与を見直し、所要の改正（引き上げ）を行うことについて、その承認を求める。

イ 主な意見

特になし

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

(7) 公立大学法人静岡文化芸術大学任期付教員身分等取扱規程の一部改正について

ア 趣旨

英語・中国語教育センターの任期付教員（特任講師）については、当初の任期は2年であるが、任用中の業績評価により3年の再任ができることとなっており、この再任に当たって再任後の月額給与を改定（引き上げ）することに伴い、規程の一部を改正することについて、その承認を求める。

イ 主な意見

特になし

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

以上により議事を終了